

ア ス バ シ 教 育 基 金

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人アスバシ教育基金（以下、「この法人」という。）定款第13条第4号及び第25条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし適正かつ透明な団体運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、休日その他執務を要しない日を除いて原則として毎日、一定の計画のもとにその職務に従事している者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（交通費、宿泊費及び日当を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 この法人は、常勤役員に対し、別表に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 この法人は、役員に対し、役員賞与を支給しない。
- 4 この法人は、常勤役員に対し、その退任にあたって、退職慰労金を支給することができる。但し、円満に職務を執行した後、任期満了、辞任又は死亡により退任した者に限る。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬等の額の総額は、総会がこれを定める。

- 2 各々の役員報酬額は、別表のうちから、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。但し、その総額は前項の総額の範囲内であればならない。
- 3 常勤役員に対する退職慰労金は、在任期間に支給された役員報酬を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。但し、在職期間が当初の就任日より8年を超える場合には、当初の就任日から8年間に支給された役員報酬を合算して得られた額を上限とする。

(費用)

第5条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 この法人は、常勤役員に対し、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益法人の認定の日から施行する。

(別表)

号棒	月額棒給(単位:円)
1号	10,000
2号	30,000
3号	50,000
4号	70,000
5号	100,000
6号	150,000
7号	200,000
8号	250,000
9号	300,000
10号	500,000